

PFOS 及び PFOA について

1 PFOS 及び PFOA の特徴

- PFAS（有機フッ素化合物）には1万種類以上の物質があるとされており、中でもPFOS及びPFOAは、幅広い用途で使用されてきた。
- PFOS及びPFOAは、難分解性等の性質のため、国際条約で廃絶対象とされ、我が国でも製造・輸入等が禁止された。
- PFOS及びPFOAは、水質汚濁に係る環境基準の体系において、要監視項目に位置づけられ、暫定指針値がPFOS及びPFOAの合計で50ng/Lに設定されている。

2 県内における調査の実施状況及び結果

- 本県（公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づく調査）及び環境省（有機フッ素化合物全国存在状況把握調査）による調査の実施状況は下表のとおり。

表1 県内における調査地点数及び暫定指針値超過地点数

年度	調査地点数（超過地点数）		調査機関
	公共用水域	地下水	
R1(2019)	3（1）	1（0）	環境省
R2(2020)	5（1）	1（1）	環境省
R3(2021)	44（1）	27（0）	愛知県、水濁法政令市
R4(2022)	51（1）	32（2）	愛知県、水濁法政令市
R5(2023)	60（－※）	32（－※）	愛知県、水濁法政令市、国交省

※R5(2023)年度の結果は現在取りまとめ中

表2 県内における暫定指針値超過結果

年度	調査対象	調査地点	PFOS 及び PFOA 測定結果（ng/L）	調査機関
R1(2019)	河川	荒子川 （荒子川ポンプ所）	107.7	環境省
R2(2020)	河川	新堀川（日の出橋）	100	環境省
	地下水	西春日井郡豊山町	91	
R3(2021)	河川	阿久比川（半田大橋）	99	愛知県
R4(2022)	河川	阿久比川（半田大橋）	98	愛知県
	地下水	春日井市鷹来町	100	春日井市
	地下水	刈谷市今川町	57	愛知県

3 本県の対応

- 令和3（2021）年度から公共用水域及び地下水の水質測定計画にPFOS及びPFOAの測定を位置づけ、県内全域での存在状況を把握するための調査を行っている。
- 令和5（2023）年度、環境調査センターに高速液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計を整備し、測定体制の強化を行った（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の測定は業務委託で実施）。
- 本県及び環境省による調査に加え、水道事業者による水質検査により地下水の暫定指針値を超過した地点について、周辺地域におけるばく露防止の取組のほか、当部会（令和6（2024）年2月）で示した調査方針に基づき、継続的な監視や追加的な調査を下表（案）のとおり実施する。
また、公共用水域の暫定指針値を超過した地点についても、継続的な監視を行い、状況により対応を検討する。

令和6年度に実施する継続的な監視及び追加的な調査（案）

暫定指針値超過地点	継続的な監視	追加的な調査
豊山町	県調査井戸 水道事業者水質検査井戸	上流側：1地点、下流側：1地点
北名古屋市	水道事業者水質検査井戸	上流側1地点、下流側：2022年度調査で暫定指針値以下（15ng/L）を確認済
刈谷市	県調査井戸	上流側：井戸なし、下流側：1地点

【参考】

愛知県環境審議会水質・地盤環境部会（2023年度第1回）

資料1 令和6（2024）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（抄）

第2 地下水に係る水質測定計画の策定に当たっての考え方

4 令和6（2024）年度のPFOS及びPFOAに係る地下水質の調査方針について（県実施分）

（3） 調査地点選定の考え方

ア 概況調査

概況調査が未実施のメッシュや超過地点近傍のメッシュ等から20地点を選定する。

イ 追加調査

手引きに基づき、超過地点周辺の地下水の流向や井戸の存在状況等を踏まえて選定する。

ウ 継続監視

超過地点で調査を実施する。なお、水道事業者による水質検査により暫定指針値を超過した地点に関しては、水道事業者が定期的に行う検査で把握する。